

南砺市空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱を廃止する要綱をここに公告する。

令和5年3月27日

南砺市農業委員会
会長 前川 十一

農委公告第4号

南砺市空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱を廃止する要綱

南砺市空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱（令和2年12月3日）は、廃止する。

附 則

この要綱は、農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5条について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）第5条の施行の日から施行する。